

正社員転換・待遇改善実現プラン進捗状況（令和元年度分）

(1)正社員転換等について			
①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	ハローワークにおける正社員就職の実現	ハローワークにおいて、正社員求人積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。また、フリーター女性に配慮したキャリアコンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談窓口を設置する等、利用者それぞれの状況に対応したきめ細かな就職支援を行う。【平成28-令和2年度の間継続的に実施】	非正規雇用求人積極的に求職者ニーズの高い正社員求人へ転換を促すとともに、求人条件緩和指導により応募しやすい正社員求人の増加に努めた。また、求人充足会議の充実及び担当者制によるきめ細かな就職支援を展開することによりマッチング強化を図り正社員就職へつなげた。わかもの支援コーナー等ではフリーターに対し正社員就職のメリット等を説明し、正社員求人への応募を促した。 (ハローワークによる正社員就職数 28-元年度実績25,050人) (ハローワークにおける正社員求人数 28-元年度実績130,030人)

②対象者別の正社員転換等			
ア)若者等に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
2	若者の職業能力開発の推進	若者の職業能力開発を支援するため、高卒者等を対象として、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練（雇用した従業員を対象とした、企業内での実習（OJT）と教育訓練機関等での座学等（Off-JT）を組み合わせた実践的訓練）を推進する。	徳島県産業人材育成支援会議において、徳島県立テクニカールの入校・修了状況について報告があり、委員と入校者の状況に応じた就職促進について検討した。 有期実習型訓練によるジョブ・カードの取得促進と正社員就職については、積極的な実施に向け、常時ジョブ・カードセンターと意見交換を行っている。 令和元年度のジョブ・カード取得者数は、1,956人であった。 (学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率：28年度93.5%、29年度88.2%、30年度83.5%、元年度82.7%) (ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率：28年度58.1%、29年度86.4%、30年度67.7%、元年度66.7%)

②対象者別の正社員転換等			
イ)派遣労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
3	改正労働者派遣法の円滑な施行	労働者派遣で働く方が正社員になる道を開いていくためには、その職業能力を高めていくことや、正社員としての就業機会を提供していくこと等に取り組むことが重要である。このため、第189回通常国会で成立した平成27年改正労働者派遣法においては、派遣元に対して、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを義務付けるとともに、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることを派遣元の責務とすることや、正社員の募集情報提供義務を派遣先に課すことなどを盛り込んでおり、その円滑な施行に取り組む。その際、雇用安定措置の実施に当たっては、労働者派遣事業の許可の取消しも含めた厳正な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するだけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。 また、経過措置により改正前の法律が適用されている、いわゆる専門26業務で働く派遣労働者についても、不安定な雇用に陥ることのないよう、徳島労働局に設置した改正派遣法総合相談窓口において派遣労働者からの相談対応を行う。 さらに、平成24年改正労働者派遣法に基づき平成27年10月1日から施行された「労働契約申込みなし制度」を円滑に施行し、派遣労働者の雇用の安定を確保しつつ違法派遣を是正することにより、労働者保護を図る。【平成28-32年度の間継続的に実施】	平成27年度改正労働者派遣法の派遣元に対する周知の徹底については、定期指導監督による事業所訪問時、各種変更等手続きでの来庁時等、事業所と接触がある毎に、計画的な教育訓練の実施、希望者に対するキャリアコンサルタントの義務付け、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることの責務、正社員の募集情報提供義務を派遣先に課すこと等について周知を行なった。平成30年10月からは改正後雇用安定措置対象者が順次3年を向かえることから、適正な雇用安定措置の実施に重点を置き指導監督を実施した。 また、派遣労働者に対しては、改正派遣法相談窓口や電話により相談対応を実施した。 (無期雇用派遣の増加：元年度23.7%) (紹介予定派遣の増加：28年度12.7%、29年度12.1%、30年度18.3%、元年度11.7%)

②対象者別の正社員転換等			
ウ)有期雇用労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
4	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金の活用により有期契約労働者の正規雇用等への転換の促進を図る。【平成28-令和2年度の間継続的に実施】	公正採用選考人権啓発推進員活動状況及び令和2年度の活動計画報告書を県内の推進員設置事業所へ郵送する際にキャリアアップ助成金のリーフレットを同封し、PR活動並びに利用を促進した。 ハローワーク及び外部会議等で周知・広報した結果、キャリアアップ助成金を活用して有期契約労働者の正規雇用等への転換に結びついた。 (キャリアアップ助成金により有期契約労働者から正規雇用等へ転換した者の数平成28年度-令和元年度実績1,256人)

②対象者別の正社員転換等			
エ)短時間労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
5	正社員転換推進措置の推進	パートタイム労働法第13条の規定に基づき、各事業所における正社員転換推進措置が講じられるよう、事業所を訪問し、法の履行確保を図る。【平成28-令和2年度の間継続的に実施】	パートタイム労働法による報告徴収を行う際は、同法第13条に基づき、報告徴収対象事業所に対して、正社員転換措置について聴取し、法違反が認められた場合は、助言等を行って、是正改善を図った。 (パート労働法第13条（正社員転換措置）の履行確保に向けた事業所訪問数28-元年度実績438件)

(2)待遇改善について			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
6	若者雇用促進法に基づく認定制度の推進	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定（コースエール認定）し、当該企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援するとともに、企業における自主的な雇用管理改善の取組を促す。【平成28-令和2年度の間継続的に実施】	マッチングフェア等でのコースエール認定企業の優先参加、マッチングフェア及びハローワークにおいて企業PRを行い、新卒者等人材確保推進本部及び求人説明会等において、コースエール認定制度の周知を図った。 (コースエール認定企業の数：28-元年度実績14社)
7	短時間労働者の雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進	パートタイム労働者活躍企業診断サイトを活用して、雇用管理上の課題について企業の自主的な確認を促すとともに、診断結果が一定水準を満たす企業には、パート労働者活躍企業宣言サイトにおいて「パート労働者活躍企業宣言」を行うことを推奨する。	パートタイム労働法第13条に基づく報告徴収の対象事業所に対して、均衡・均等待遇措置について聴取し、法違反が認められた場合は、助言等を行って、是正改善を図った。 この報告徴収の際に、訪問先事業主に、パート労働者活躍企業宣言サイトに関する周知用リーフレットを配付するなど周知を行った。 (パートタイム労働者活躍企業宣言サイトの周知を行った件数：28年度123件、29年度107件、30年度115件、元年度93件)